

障がい者 福祉情報

171 号 2025年11月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/>

災害時の避難行動支援について

災害が激甚化・頻発化する近年の状況等を踏まえ、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、個別避難計画の作成・見直し等を通して「顔の見える関係づくり」・「コミュニティの活性化」といった地域づくりにも繋げるとともに、「誰一人取り残さない避難支援」を目指すこととしています。

防災、減災への取組にかかわらず、どのような活動においてもお住まいの地域で、普段から顔の見える関係を築いていくことが、要援護者支援の取組の一步となります。

今号では、要支援者を地域の皆さんで支え合う体制をつくるための方法やポイント・各地域の取組事例を掲載しておりますので、地域の実情にあった防災・減災への活動にご活用ください。

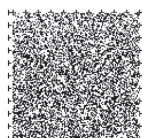


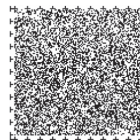
～ 要配慮者と避難行動要支援者との違い ～

要配慮者とは、災害時に避難に困難があると考えられる人々のことで、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、ケガ人などが含まれます。一方、避難行動要支援者とは、災害時に自分自身で避難行動が十分にできない人々のことを指します。高齢者や障がい者の中には、要配慮者に該当しつつも、避難行動要支援者に該当しない人もいます。つまり、要配慮者が全員避難行動要支援者というわけではなく、避難行動要支援者の範囲の方がより限定されます。

もくじ／通巻171号

- ・災害時の避難行動支援について(各地域の取組事例) 1～4
- ・福岡県からのお知らせ 5～6
(障害者週間の啓発、県と障がい者支援施設が共同開発したまごころ製品の案内)
- ・インクルーシブな遊具広場について 7～8





避難行動要支援者に対する 支援のポイント

避難行動要支援者への支援には、以下の点が重要です。

★適切な情報提供

避難方法や避難場所に関する分かりやすい情報を提供し、理解を助けます。

★心理的支援

不安や恐怖を感じている可能性があるため、寄り添い、安心感を与えることが大切です。

★身体的支援

車椅子や担架などの移動手段を用意し、移動をサポートします。

★個別支援計画の作成

それぞれの支援ニーズに合わせ

て、避難時の対応を話し合い、計画を作成します。

★同行支援

避難時に付き添い、安全な避難を確保します。

★避難所での配慮

避難所では、プライバシーの確保、トイレや食事のサポートを行います。

★継続的な見守り

避難後も、安否確認や必要な支援を継続的に行います。



平常時の取り組み

・顔の見える関係づくり

コミュニケーションを

大切にしましょう



お互いに顔見知りでなければ、いざという時に支援することができません。日頃のあいさつや声かけなどを通して、要支援者と日頃からの関係を作っておきましょう。

・見守り活動

地域で要支援者本人または本人宅の様子を気にかける（見守る）ことにより、孤独死などの防止にもつながります。

・自主防災の体制づくり

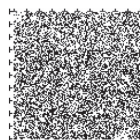
地域における助け合いの体制を作りましょう

いざという時に円滑な避難支援が行えるように、自主防災の体制づくりをしましょう。



◆事前に検討しておくことよい事項

- * 災害発生時の連絡体制
- * 安否確認・避難支援等の役割分担
- * 地域のハザード情報（浸水想定区域等）の確認
- * 避難経路の検討
- * 避難場所の確認



接し方のポイント

視覚障がいのある人

具体的に話しましょう

●視覚障がいのある人は周りの状況が分かりません。まずはこちらから声をかけ、自分の名前を伝えましょう。知っている相手でも声だけではわからないことがあります。



肢体不自由のある人

積極的に声をかけましょう

●介助が必要な場面でも遠慮してしまう人がいます。特にトイレを我慢するのは健康によくないので、こちらから積極的に声をかけましょう。

●車いすを使用している人と話すときは、かがんで同じ目線で話そうにしましょう。立った姿勢で話されると、上から見下ろされていると感じて、ストレスを感じます。

●聞きとりにくいときは分かったふりをせず、もう一度お願いをして、一語一語確認しましょう。



聴覚・言語障がいのある人

相手に合わせたコミュニケーションを

●聴覚や言語障がい者との会話には、手話や筆談、口話・読話などの方法があります。どの方法がよいか、本人に確認してコミュニケーションを図りましょう。

●聴覚障がい者は、口の動きや表情をよく見ています。ゆっくり、分かりやすくを心がけましょう。

●聞き取れないときは分かったふりをせず、聞き返したり、紙に書いてもらうなどして確認しましょう。

上記障がい種別の他、「内部障がいのある人」「知的障がい・発達障がいのある人」「精神障がいのある人」「高次脳機能障がいのある人」の接し方のポイントについては、福岡市ホームページから下記ガイドブックをご覧ください。

また、避難所等で生活する障がい児者とその家族への支援のポイントとして、2024年8月発行の167号に「避難所における障がい児者への配慮事項等について」を掲載しています。

詳しくは、福岡県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

出典：福岡市『避難行動要支援者支援ガイドブック』



個別避難計画の作成が市町村の努力義務になりました

地域防災計画を作成するだけではなく、日頃から地域住民等が力を合わせて、計画に基づく防災活動を実践することや、定期的に評価や見直しを行いつつ、防災活動を継続することが重要です。

次ページに、各市町村の取組事例を紹介していますので、地域の特性や実情を踏まえた取組を進めるにあたり、参考にしてください。

各地域の取組事例

久留米市（災害時マイプラン）

久留米市では、社協、行政、当事者、自治会長、民生委員・児童委員、近隣住民、ケアマネージャー等が連携し、「災害時マイプラン」の作成に取り組んでいます。

令和2年6月に「マイプラン」を作成した方は、作成後すぐに、日ごろの備えとして乾電池式ラジオを購入。

令和2年7月豪雨の際は、「マイプラン」に沿って知人宅へ避難しています。マイプランに記載の支援者からの電話連絡もあり、安心して避難できたとのこと。



対象者宅でのマイプラン作成に向けた支援調整会議

福岡県社会福祉協議会
災害福祉支援センター研修資料より

朝倉市（自主防災マップ）

- ・朝倉市では、平成23年度から各地区の「自主防災マップ」を作成。平成26年度までに市内全地区分のマップを作成済み
- ・地域の役員が参加し、意見を出し合いながら地域と行政の協働で作り上げていくワークショップ手法によりマップを作成し、地区内の全世帯に配布
- ・いざというときにあわてることのないよう、避難場所や避難経路、家族や近所の方々の連絡先などを日頃から確認するなど、家庭や地域の防災に活用



東峰村（避難訓練・要支援者支援）

- ・年1回、6月に村民を対象とし、土砂災害に備えた避難訓練を実施。村民の約半数の約1,000人が参加
- ・公助（村がすること）、共助（地域がすること）、自助（自分でできること）を分け、村からの「避難勧告」等の発令に合わせ、要支援者に対するサポーターによる避難支援、避難を通じた避難路や危険箇所の確認等を実施
- ・避難済みの確認をスムーズに行うため、玄関などに「避難済」の目印（黄色いタオル）を掲示するなどの工夫を凝らした訓練を実施



避難訓練の様子



避難完了の目印

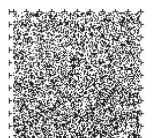


「避難7か条」を書いた「避難タオル」を各戸配布



「要支援者」と「サポーター」をあらかじめ設定

（朝倉市・東峰村）出典：内閣府『水害・土砂災害から家族と地域を守るには』



お 知 ら せ

12月3日から9日は

「障害者週間」です

障害者基本法では、すべての障がいのある方に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障がい者に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

この障害者基本法において、毎年12月3日から12月9日までの1週間が「障害者週間」として定められており、障がいに対する理解の促進と社会参加の推進のための取組が全国で行われます。

県では、博多駅での

啓発活動のほか、県庁

1階ロビーや県議会

棟、各総合庁舎におい

て、まごころ製品の販売会を行います。

また、県内市町村においても、各種イベント等開催されますので、ぜひ、この機会に「障がい」について、理解を深めてみてはいかがでしょうか。

■博多駅博多口での啓発活動

12月3日（水）から9日（火）

※2時間程度

■まごころ製品販売会

①県庁1階ロビー

12月8日（月）から12日（金）

午前10時から午後3時まで

②各総合庁舎

12月3日（水）から9日（火）

※平日のみ

午前11時から午後2時まで

③県議会棟

12月1日（月）

午前9時45分から午後2時まで

■県内市町村の取組

県ホームページ（二次元コード）

をご覧ください。

福岡県×障がい者支援施設が
共同開発した本格芋焼酎「自立」

芋焼酎「自立」は、県内の障がいのある方々の自立を目指し、平成21年に、福岡県と県内の障がい者支援施設が共同開発したまごころ製品です。

主原料のさつまいも「ジョイホワイト」を施設利用の皆さんが栽培し、売上金はその工賃として支払われます。フルーティーで、飲みやすい逸品です。

お求めは、次の取扱施設及びオンラインショップへ。

【取扱施設】

■はまゆうワークセンター宗像
（宗像市）

TEL 0940-38-0188

■誠心園（嘉麻市）

TEL 0948-20-5090

■若宮園（宮若市）

TEL 0949-54-1115

■こがね園（朝倉市）

TEL 0946-24-1294

■サングリーン（八女郡広川町）

TEL 0942-27-2555

■ジョブサポートみろく（田川郡福智町）

TEL 0947-22-3221

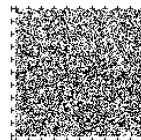
【オンラインショップ】

■芋焼酎「自立」ホームページ



芋焼酎「自立」

〈商品情報〉○商品種別：芋焼酎○アルコール度数：25度○内容量：720ml
○価格：1,680円（税込）○製造者：株式会社小林酒造本店



福岡県障がい者テレワーク オフィスについて

県では、企業に雇用される障がいのある方が共同利用できるテレワークオフィスを福岡市及び北九州市に設置しています。

テレワークでの障がい者雇用を検討する企業に対し、コーディネートスタッフがテレワークで可能な業務の切り出しから採用まで幅広くサポートするとともに、採用後は常駐の支援員が、利用者の障がいの特性に合わせた支援を行い、業務の定着を図ります。

詳しくは、県ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



県庁などの窓口で遠隔手話 通訳サービスを行っています

県庁や県の出先機関等の窓口では、手話が必要とする来庁者が、円滑に意思疎通を行うことができ、遠隔手話通訳を行っています。

来庁者のスマートフォンで窓口を設置された二次元コードを読み込むと手話通訳者につながります。詳しくは、県ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



二次元コードを利用した遠隔窓口通訳



窓口に設置した二次元コードを読み込み
※特別なアプリ等をダウンロードすることなく利用できます。

障がいのある人に配慮した 県広報のご案内

県では、県の施策やイベント情報をお知らせする広報紙「福岡県だより」の音声コード版・録音版・点字版や、県の魅力を掲載した「グライフুকおか」の点字版「点字ふくおか」など、障がいのある方に配慮した情報発信を行っています。
配布希望者は、次の申込先までご連絡ください。

■「福岡県だより」音声コード版

（年6回発行）

○申込先

福岡県 県民情報広報課 広報係
TEL 092-643-3102
FAX 092-632-5331

■「福岡県だより」点字版

（年6回発行）

■「点字ふくおか」

（年4回発行）

○申込先

福岡県盲人協会
TEL 092-923-6336
FAX 092-923-6339

【問い合わせ先】

福岡県 県民情報広報課 広報係
TEL 092-643-3102
FAX 092-632-5331

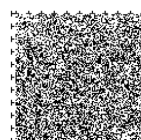
■「福岡県だより」録音版

（年6回発行）

○形態

音声CD版
CDデジ版

（読取専用機が必要）



県営筑豊緑地に大きな屋根付き広場を備えた「インクルーシブな遊具広場」が全面オープンしました

「全国初！大きな屋根を備えた広場などが新たに利用できます」

福岡県では県営公園6公園（※）にインクルーシブな遊具広場の整備を行うこととしています。

県営筑豊緑地では、昨年11月より遊具広場の一部エリアを供用し、引き続きリニューアル工事を進めていました。

この度、新たに遊具や大屋根広場、トイレ、駐車場が完成し、8月31日（日）に全面オープンしました。

寝転んで利用できる大屋根広場などを備え、日ごろ公園が利用しづらい方でも、みんなで利用できる遊具広場となっております。ぜひ新たな遊具広場をお楽しみください。



県営筑豊緑地（飯塚市仁保）

1. 整備箇所・所在

※筑豊緑地（飯塚市）、大濠公園（福岡市）、筑後広域公園（筑後市）、春日公園（春日市）、東公園（福岡市）、中央公園（北九州市）

大屋根広場



大屋根広場
トイレ（介助用ベッドを備えた
バリアフリートイレを含む）

今回新たに供用する施設

●遊具

インクルーシブ遊具5基
その他遊具7基

●関連施設

あすまや
四阿1基

駐車場

大屋根広場

トイレ（介助用ベッドを備えた
バリアフリートイレを含む）

2. 遊具広場について

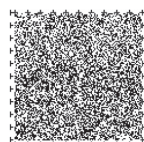
全体の整備概要

●遊具

インクルーシブ遊具12基
その他遊具13基

●関連施設

あすまや
四阿4基
駐車場



▼車いすに乗ったまま利用できるトランポリン



▼車いすに乗ったまま利用できるゆれる遊具

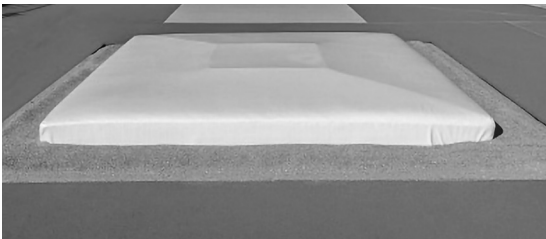


3. 新たに供用する
インクルーシブ遊具
(8月31日時点)

▼ひっそりと遊べるトンネル遊具



▼みんなで遊べるはねる遊具



▼車いすに乗ったまま利用できる砂場



福岡県 建築都市部
公園街路課ホームページより抜粋

